

行政視察報告

委員会名	議会運営委員会		
視察日	令和元年7月29日(月)		
視察先	大分県大分市		
視察委員	秋 家 聡 明 委員長 平田 みつよし 理事 伊藤 よしのり 委員 小 山 たつや 委員	黒柳 じょうじ 副委員長 かわごえ 誠一 理事 梅沢 とよかず 委員 大 高 拓 委員	筒井 たかひさ 議長 中 村 しんご 理事 く ぼ 洋 子 委員 三小田 准 一 委員

調査項目	議会運営及び議会改革について
事業概要	大分市議会では、平常時から災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう「大分市議会防災会議」を設置し、また、大規模災害に備え、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を明文化した「議会BCP」を策定している。
視察内容	<p>1 大分市議会災害時行動マニュアル</p> <p>震度5弱以上の地震の発生や津波警報「大津波」の発表などにより、大規模な災害な災害が発生又は発生のおそれがある場合は、災害の発生から安否の確認・連絡体制の確立までの行うべき項目が記載されている。</p> <p>また、震度5強以上の地震の発生等の大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合は、前項に引き続き、災害時対策会議の設置、被害情報の収集・提供、被害状況の報告・今後の対応協議、議員の参集の各項目について、行うべき事項を記載している。</p> <p>2 議会BCP</p> <p>大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議招集、議案審議・採決に関する手順を議会BCPとして明文化した。</p> <p>大規模災害が発生した場合、平常時の議会防災会議が、議会災害時対策会議に移行されるが、地区組織ごとに被災状況や住民の要望について情報を集約し、報告を受けた議長が執行部に伝えるという形を目指している。そうすることで、災害時においては、議会の活動により執行部の負担を軽減し、また、議員は住民の声を吸い上げる活動に専念できる。</p>
主な質疑内容	<p>(問) 防災会議では、執行部から情報をもらう前に、議員だけで情報を集めて、災害状況を共有した上で、執行部との話し合いをする位置づけか。</p> <p>(答) それぞれの地区の組織の中で、被害状況や住民からの要望等を吸い上げ、情報を共有する。次に議会内で情報共有し、必要に応じて執行部に提言をする。</p> <p>(問) 地域防災アドバイザーになると書かれているが、各議員のモチベーションも違っていると思う。一緒にやっているためにどのようなことをされたのか。</p> <p>(答) 20名弱の議員が防災士の資格を取得し、地区で防災訓練を行う際にアドバイザーになっている。全員が共有化できるような取り組みをしていくことにしており、年1回防災に関する研修を議員全員が受講している。</p> <p>(問) 地区の担当は何を基準に決めているのか、また、任期中の4年間は同じ地区を担当するのか。</p> <p>(答) 大分市には7つの支所があり、それを地区の単位としている。担当は住所で決めているので、地区によって、多少のばらつきがある。住所が変わらない限り、同じ地区を担当する。</p> <p>(問) 安否確認はメールで行うことになっているが、発災時にはメールが機能しないこともある。代替のSNSは考えているのか。</p> <p>(答) メール等が機能しない場合、各議員がなんらかの形で安否確認をするようお願いしている。</p>

行政視察報告

委員会名	議会運営委員会		
視察日	令和元年7月30日（火）		
視察先	山口県下関市		
視察委員	秋 家 聡 明 委員長 平田 みつよし 理事 伊藤 よしのり 委員 小 山 たつや 委員	黒柳 じょうじ 副委員長 かわごえ 誠一 理事 梅沢 とよかず 委員 大 高 拓 委員	筒井 たかひさ 議長 中 村 しんご 理事 く ぼ 洋 子 委員 三小田 准 一 委員

調査項目	議会運営及び議会改革について
事業概要	平成24年4月1日議会基本条例を制定し、わかりやすく、市民に開かれた議会を実現するため、議会改革を進めている。また、大規模災害が発生した場合に、市議会として取るべき行動を的確に判断し、市と連携して早期復興をはかるため、平成30年12月に下関市議会業務継続計画（BCP）を策定した。
視察内容	<p>1 議会基本条例 議会改革をさらに進化させ、住民自治にふさわしい地方議会のあり方を探り、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を確立するため、議会基本条例の立案を目指し、平成23年3月に議会基本条例立案に関する調査特別委員会を設置。ほぼ委員のみで毎月委員会を開催して協議を重ね、条例案素案を元に、パブリックコメントや市民説明会で意見を取り入れ、平成24年4月1日施行。 <特徴> すでに制定済みの他都市の議会基本条例に見られない下関市独自の特徴的な規定は盛り込まれていないが、「議会報告会」を「市民と議会のつどい」という名称とし、反問権については、「反問」の言葉が理解しづらいことから「質問」とした。また、委員会の活動について、委員会の年間の活動方針の検討、わかりやすい委員長報告の作成を規定した。</p> <p>2 下関市議会業務継続計画（BCP） 下関市内で大規模災害が発生した場合に、下関市災害対策本部と連携することにより、市民の安全安心を確保し、議会機能の早期回復を図ることを目的として、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めている。 <条例の内容> 目的、BCP発動要件、議会の役割、議員の役割、議会事務局の役割、災害発生時からの経過時間ごとにおける議会及び議員の行動、連絡体制、BCPの見直しの8項目で構成。</p>
主な質疑内容	<p>（問）議会と市民のつどいは、どのような形態で行っているのか。 （答）10月から11月に、市内の3～4カ所で、議員が全員参加し、対面形式で行っていたが、議会運営委員会を中心にあり方を議論した。その結果、昨年からは、常任委員会ごとに、市民団体を呼ぶなど対象を限定し、テーマも各委員会の中で決めることにした。</p> <p>（問）市の災害対策本部が立ち上がった時には、議会事務局は、議会側のBCPに沿って行動するのか。 （答）議会事務局長は、市の災害対策本部の本部員になっている。議会事務局も協力班として災害対策本部に残っている。議会の災害対策会議が開かれるときには、議会事務局として4名を確保している。</p> <p>（問）災害対策本部の開催で、「市本部からも情報を得よう連絡体制の確保に努める」と記載されているが、市本部との情報共有の橋渡しは、区議会事務局長が行うのか。 （答）市の災害対策本部の情報は、本部員である区議会事務局長が、災害対策会議に渡し、災害対策会議から各議員に伝わる。各議員からの情報は、災害対策会議に集約され、区議会事務局長を通じて、市の災害対策本部に渡すことになる。</p>